

技術倫理協議会公開シンポジウム  
2008.12.1

## 社団法人日本機械学会 通報窓口の設置と不正行為措置に 関する規則制定の取り組み

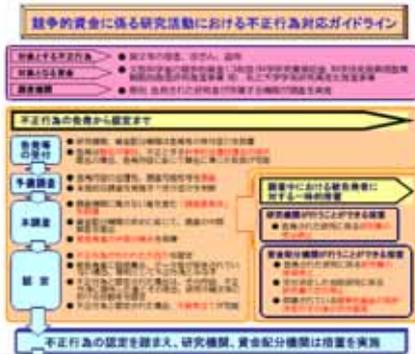
小野京右  
日本機械学会 2006-2007年度技術倫理委員会委員長  
東京工業大学名誉教授  
(株)日立製作所, 中央研究所, 技術顧問

### 1. 研究者の不正行為に対する措置と内部通報制度 に関する社会の動向

(1) 2006.4: 日本学会会議による声明「科学者の行動規範」

すべての教育・研究機関、学協会、研究資金提供機関組織の運営に当たる者の責任: 倫理綱領・行動指針などを策定し、それらを構成員に周知して遵守を徹底すること。不正行為が認められた場合の対応措置について、予め制度を定めておくこと。組織内に研究倫理に関わる常設的、専門的な委員会・部署・担当者など、対応の体制を整備すること、自己点検システムの確立。

(2) 2006.8.8, 科学技術・学術審議会: 研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」, 47頁(参考5)



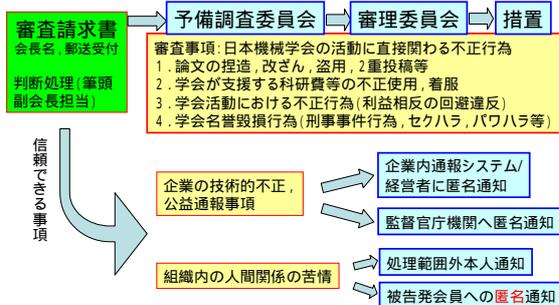
(3) 上場企業等における内部統制と通報制度の確立

2006.4.1: 公益通報者保護法施行  
2005.7.19: 公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン (内閣府国民生活局)

- 事業者のコンプライアンス
- 経営への取り組みを強化するために、労働者からの法令違反等に関する通報を事業者内において適切に処理するための指針。
- 事業者が、本ガイドラインを踏まえ、事業者内部での通報処理の仕組みを整備することは、事業者内部の自浄作用を高めるとともに、事業者外部への通報による風評リスク等を減少させることにもつながる。
- (通報窓口の整備)  
通報窓口及び受付の方法を明確に定め、それらを労働者等に対し、十分に周知することが必要。
- 通報の受付、調査の実施、是正措置の実施、解雇・不利益取扱いの禁止、フォローアップ。
- 現在大企業では通報制度を採用。

### 2. 日本機械学会における審査請求受付と処理の概要

2006-2007年: 倫理規定の見直し, 2007年: 通報窓口の設置, 審理, 措置案を審議



### 3. 会員の不正行為調査・審理・措置の流れ案 (2007.12.18)

